

第 69 号 議 案

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～8 略 9 <u>令和7年8月1日から同年8月31日までの間における知事の給料月額 は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該給料月額の100分 の100に相当する額を減じて得た額とする。</u>	附 則 1～8 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

知事の政治資金などに係る一連の問題に関して、自らの責任を明確にするため、知事の給料を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。